

平成30年度 芝山町地域防災計画修正の概要（主な修正内容）

（１）地区防災計画の位置づけ

災害対策基本法の改正により平成26年4月から施行されている地区防災計画制度の創設に伴い、住民等が地区内で協力して行う防災活動等を定めた地区防災計画を市町村地域防災計画に定めることを提案した場合、防災会議においてその必要性を判断し、地域防災計画に位置づけることが可能となったことについて明記しました。

（２）被害想定の修正

千葉県が平成26～27年度に実施した千葉県地震被害想定調査では、県内において切迫性の高い大規模地震として千葉県北西部直下地震（マグニチュード7.3）を想定した被害予測が実施されました。そのため、町において想定する地震についても、東京湾北部地震から千葉県北西部直下地震に修正しました。この修正に伴い、芝山町の被害規模は、人的被害及び建物被害ともに大幅な増加となりました。

（３）空港の機能強化に伴う防災課題とその方策

成田国際空港の機能強化に伴う影響から芝山町において想定される防災上の課題と、その対策方針を5つ明記しました。

①防災行政無線の再編等

空港用地に居住する住民の移転を想定し、音達域や市街地の密集度などを考慮し、屋外スピーカーの移設・再編を検討します。また、機能強化に伴う環境整備事業により、家屋の防音性能が更に向上することが予想されることから、現在、全戸に配布している防災行政無線戸別受信機の整備の継続や、より確実に防災情報を伝達する手段の新規導入を検討します。

②備蓄の強化

機能強化に伴い住民や帰宅困難者が増加することを考慮して、町内の各避難所だけでなく、町の中心部に位置する芝山町スポーツ広場を中心的な備蓄拠点として、大容量の防災備蓄倉庫の設置を検討します。

③避難所の再編、一時滞在施設の確保

住民の移転やそれに伴う新市街地の形成に伴い、現在、避難所ごとに想定している避難対象区域と避難者数が増加することから、避難所の収容規模や避難経路の安全性等を再検討します。また、災害時には帰宅困難者も増加が見込まれることから、帰宅困難者用一時滞在施設の確保に努めます。

④防災情報の外国語表記の充実

増加が見込まれる外国人住民や外国人旅行者に対し、防災情報をより確実かつ円滑に伝達するた

めに、防災関連の広報物に外国語を併記したり、避難生活に必要となる多言語表記のカードをあらかじめ用意しておくなど、外国人向けの情報提供環境や、災害時の円滑な提供体制を確保します。

⑤航空災害対策の強化

平成 30 年 7 月に設立された成田国際空港航空災害対策協議会において、航空災害に関連する緊急時の活動計画や関係機関の連携協力体制の確立について議論し、航空災害対策の強化を図ります。

(4) 地域防災力の向上

災害発生時に住民自らが防災活動を行い被害を最小限にするため、芝山町地域防災力向上計画に即し、自主防災組織の新規設置や防災訓練の実施に係る費用の助成等を通じた支援を行うとともに、地区防災計画制度の普及や防災リーダーの育成を行うことにより、自主防災組織の結成促進及び地域防災力の向上を図ることについて明記しました。

(5) 要配慮者利用施設の避難体制の強化

水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設では、利用者の円滑な避難要領を定めた避難確保計画を作成して町に報告するとともに、避難訓練を行うことが義務化されたことに伴い、町内の木戸川・高谷川浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる社会福祉施設、保健医療施設、保育園等を抽出するとともに、該当する施設の管理者等には避難確保計画の策定等を普及・促進することを明記しました。

(6) 防災拠点・避難施設等の整備

役場本庁舎、南庁舎及び中央公民館の電力をまかなうために平成 29 年 1 月に整備した非常用電源設備について、また、災害対策基本法第 49 条の 4～9 に基づき町が指定している「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」それぞれの機能及び指定状況について明記しました。

<役場非常用電源設備>

- 設置場所…芝山町役場
- 容量…200kVA 160kW
- 燃料…A 重油 (1,950L)
- 連続稼働時間…約 45.24 時間

<指定緊急避難場所>

- 機能……切迫する災害（地震、洪水、土砂災害）から緊急的かつ一時的に避難する施設
- 指定状況……小中学校（旧小学校含む）、運動場、公民館、共同利用施設など 計 15 箇所

<指定避難所>

- 機能……住居が被災した住民等が一時滞在する施設
- 指定状況……小中学校（旧小学校含む）及び福祉センター 計 5 箇所

(7) 避難体制の充実

指定緊急避難場所への誘導標識を設置する場合は、外国語を併記するとともに、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どのような災害に対応した避難場所であるか明示するよう努めるほか、簡易トランシーバーや避難所運営マニュアルを活用した訓練を実施することで、円滑な情報伝達体制を確保し、避難所運営体制の整備を図ることについて明記しました。

(8) 避難行動要支援者の支援体制の強化

平成30年3月に策定した芝山町避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成及び更新を行うことや、避難支援等関係者（自治会等地域団体、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、消防団、自主防災組織等）等と連携した個別支援計画の策定等に努めることを明記するとともに、避難行動要支援者名簿に関する重要事項について整理しました。

(9) 情報伝達手段の充実

町は、住民に対して、芝山町情報メール及び緊急速報メールにより避難情報等の伝達を行っていることを周知し、登録を促進するほか、Lアラートによってテレビのデータ放送、ラジオ、インターネット等で避難情報等を伝達していることについて周知すること、また、情報メールやLアラート等を利用した訓練を実施するなど、円滑な情報伝達体制を確保することについて明記しました。

(10) 町の防災体制の強化

平成31年4月1日に施行予定の機構改革による各課・係の再編内容を反映し、それに伴う災害時の事務分掌についても修正しました。また、震災及び風水害に対する町職員の配備基準について見直しを行いました。震災については、「震度4」の地震から自動配備であった基準を「震度5弱」に見直し、風水害については、「気象注意報」から自動配備であった基準を「気象警報」に見直すとともに、気象状況の悪化見込みや大雨に関する気象情報の発令状況に応じて配備体制を変更できるよう修正を行いました。

(11) 受援体制の強化

災害の規模や被災地のニーズに応じて他の自治体や防災関係機関から円滑な応援を受けることができるよう、町の受援担当、要請先、連絡手順、連絡調整方法、役割分担、応援部隊の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等を明確にした受援計画を作成するとともに、応援協力依頼の重複や混乱等を防止するため、各団体からの応援協力の要否について判断する担当部署と、実際に応援協力を要請する際に、町の窓口となり各団体と直接連絡調整する担当部署とを明確にしました。

(12) 放置車両等の移動

災害対策基本法の改正により、緊急通行車両の通行障害となる放置車両等に対しては、道路管理者が移動等の措置をとることができるようになったことから、緊急を要する場合、道路管理者は対象となる道路区間を指定して放置車両の所有者等に対して移動等を命じ、車両の所有者等が現場にいない場合には自ら車両等を移動することができることについて明記しました。また、その際は、やむを得ない限度での破損が容認されること及び沿道での車両保管場所の確保等のためにやむを得ない場合には、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行うことができることについても明記しました。

(13) 医療救護体制の強化

千葉県地域防災計画の修正により、大規模災害時には、県庁に災害医療本部、山武健康福祉センターに山武地域の合同救護本部、町に町救護本部を設置して相互に連携しながら効果的な医療救護活動を実施することとなりましたので、町の救護本部の体制や、県庁の災害医療本部及び山武地域合同救護本部との連携方法、医療チーム及び医薬品等の応援並びに後方医療機関への受入れ等の調整について明記しました。

(14) 避難勧告等の充実

平成28年台風10号災害を機に「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」が「避難指示(緊急)」に変更されたことに伴い避難情報の名称を修正するほか、立退き避難を行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあるときは、状況に応じて屋内待避等の安全確保を行うことについて住民等に対し周知徹底することを明記しました。また、避難勧告等の発令基準を河川氾濫と土砂災害とで整理するとともに、気象庁や千葉県が提供する「洪水警報の危険度分布」や「水位情報」、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」等の防災情報を、避難勧告等を発令する際の判断基準に追加しました。

(15) 車中泊・テント泊等の避難者への対応

災害対策基本法により、町は在宅避難者にも避難所滞在者と同様の支援に努めることとされましたが、熊本地震では車中泊やテント泊の避難者が多数発生し、避難者の実態把握や物資等の支援が十分にできなかったことから、ボランティア団体等と連携して、車中泊やテント泊により避難所以外で生活する被災者を把握し、避難所での物資の供給や各種情報の提供等を実施することについて明記しました。

(16) 竜巻等災害への対応

竜巻等をはじめとする突風災害は、他の災害と異なり被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進められるという特性があることから、町は、被害家屋調査を速やかに完了させるものとする事、また、竜巻等の災害では強風によって飛来した廃棄物等の撤去等が必要となるとともに、屋根や開口部の破損も多くなることから、がれき収納用の土のう袋やブルーシート等を調達し、被災者への供給に努めることについて明記しました。

(17) 大規模災害からの復興措置

大規模災害からの復興に関する法律の施行により、特定の大規模災害発生時には国が復興基本方針を定め、基本方針に即した復興計画を町が定めた場合、町は、復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業や土地改良事業等を実施すること、また、その復興事業にかかる手続き等について明記しました。